

《お願い》登園許可証明書のご提出

石ヶ瀬保育園

感染症の集団発生や流行を極力防止し、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症に罹患した場合は登園再開時に「登園許可証明書」(本書添付)のご提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

病名		登園のめやす
麻疹(はしか)		熱が下がってから3日を経過してから
風疹		発疹が消えてから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)		耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出現してから5日を経過し、全身状態が良好になってから
水痘(水ぼうそう)		発疹がすべて消え、かさぶたになってから
百日咳		特有の咳が出なくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから
結核		医師に感染の恐れがないと認められるまで
アデノウイルス感染症	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消えてから2日を経過してから
	流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が非常に強い為、結膜炎の症状が消え、医師に感染の恐れがないと認められてから
腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)		症状が治まり、かつ抗菌薬の治療が終了し、48時間をあけて2回の検便によって、菌陰性が認められてから(医師に感染の恐れがないと認められるまで)
急性出血性結膜炎		医師に感染の恐れがないと認められてから
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)		医師に感染の恐れがないと認められてから

-----切-り-取-り-線-----

登園許可証明書

石ヶ瀬保育園

園児氏名 _____

上記の者は (病名) _____ から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、西暦 年 月 日から登園可能であることを証明します。

西暦 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____ 印